

岩手県告示第 249 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社トータルリハビリ	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 180 番地 3	居宅介護支援事業所り はびり学校いわて	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 180 番地 3	平成 19 年 3 月 1 日